

# 古民家 耐震診断受けて

## 「早稲田式」 解体免れる場合も

### 「再生協会」呼び掛け

古民家再生協会の保存・再生に取り組む「県古民家再生協会」(那須塩原市)が、古民家の耐震診断の受診を県内で呼び掛けている。実際の診断はノウハウのある「伝統構法耐震評価機構」(東京・練馬区)がパソコンと計測器を使って実施。県内には2万4000棟あるとされるが、建て替えに伴い解体されるケースも多く、「貴重な建物を残すためにも診断を受けてほしい」と話している。(丹下信之)

50年以上も前の古民家には建築基準がなく、耐震診断を行おうにも現実的な判断が難しい。地震後の応急危険度判定では「危険(赤紙)」を張られるケースもあるという。

同機構の診断方法は、車の走行や風など日常的な微弱振動で地面が揺れると、建物も小さな振動を起こす点に着目。現代住宅が柱と壁で揺れを抑える「耐震構造」なのに対し、古民家は柱だけで家を支え、エネルギーを逃がす「免震構造」。

そのため、古民家は現代住宅より地面の微弱震動が10倍以上増幅されて揺れる。同機構の毎熊輝(まぐま)理事が早大教授時代の2003年に開発し、「早稲田式動的耐震診断」と呼ばれている。毎熊理事は全国約50棟の古民家で建物の固有振動と揺れ幅を計測してデータを蓄積してきた。阪神・淡路

大震災級の揺れによる危険度を数値化できるといふ。

14日には芳賀町東水沼の農業石下光男さん(54)宅の築150年以上の木造平屋建てで耐震診断が行われた。東日本大震災の震度6弱では「ケヤキの柱が地面からずれて、震度以上にゆっくり大きく揺れた」といふ。恐怖を感じ、「建て直そう」と決意した。

古材を再利用してもらうために県古民家再生協会に連絡したところ、「これだけ立派な古民家はない。建

築基準がないから一度壊したら再現できない。残すべき」と説得され、耐震診断を紹介された。

地面と屋根裏に微弱振動を測る機器を置き、約1時間間にわたって揺れを計測した結果、「補強の必要もなく、現状のまま住み続けることが可能」と診断された。科学のお墨付きをもらった石下さんは「まずは安心。屋根や床を一部、修繕して住み続けたい」と話している。

一方、県古民家再生協会には解体前の古材の鑑定・買い取りのほか、空き古民家の紹介も行っている。問い合わせは同機構(03・5923・7122)、または同協会(0287・73・4004)。



芳賀町の古民家で行われた耐震診断

古民家 具体的な定義はないが、国の登録文化財制度が対象としている築50年以上の家屋。木材の強度は100年後に最も強くなり、200~300年は変わらないとされる。天然木を使うため健康的で、落ち着いた趣がある。ギャラリーやカフェ、農家レストランに使用される例もある。県古民家再生協会によると、県内に約2万4300棟(2010年)あり、都道府県の全国平均は4万7000棟(08年)。

の努力をしていきたい」と

広域処理の動きが県内に広

首都圏圏外多量、口